

高知県南海地震対策行動計画（第一次素案）

目次

- 1 行動計画作成の背景…………… 2 P、3 P
 - (1) 南海地震の災害の特性
 - (2) 南海地震対策の取り組み
- 2 南海地震対策の基本理念等…………… 4 P
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本的な考え方
- 3 行動計画の役割と目指すべき方向、位置付け、推進体制等…………… 5 P、6 P
 - (1) 行動計画の役割と目指すべき方向
 - (2) 行動計画の位置付け
 - (3) 目標年次
 - (4) 行動計画の対象とする範囲
 - (5) 行動計画におけるソフト対策、ハード対策の進め方
 - (6) 行動計画の推進体制
 - (7) 行動計画の点検・見直し
- 4 行動計画の体系…………… 7 P、8 P
- 5 具体的な取り組み…………… 9 P～43 P
- 6 参考資料
 - (1) 次の南海地震で想定される被害
 - (2) 県民意識調査の結果
 - (3) これまでの南海地震対策の取り組み
 - (4) 行動計画の作成までの経過
 - (5) 用語の説明

今後作成予定

1 行動計画作成の背景

(1) 南海地震の災害の特性

- 土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海地震は、おおよそ 100 年から 150 年の間隔で発生しており、歴史的にも繰り返し高知県を襲い、その度に大きな被害をもたらしてきました。
- 政府の「地震調査委員会」は、2008 年 1 月 1 日を基準日と算定して、今後 30 年以内に南海地震が発生する確率を 50%程度、50 年以内では 80~90%と公表しています。
- 高知県では、南海地震が発生すると、沿岸に近い地域では震度 6 強（軟弱地盤の所では震度 7）から震度 6 弱、その他の地域でも震度 5 強の強い揺れが、約 100 秒間という非常に長い時間にわたって続くと想定されています。また、早いところで 3 分、遅くとも 30 分以内には、高知県の全沿岸域に津波が押し寄せ、その高さは 6~8 メートル、ところによっては 10 メートルを超える非常に高い津波高が想定されています。
- その被害は、「第 2 次高知県地震対策基礎調査（平成 16 年 3 月高知県作成）」によると、死傷者数約 20,400 人、全・半壊建物約 167,000 棟が想定され、想定死者数約 9,600 人のうち、津波によるものが 7 割、揺れ（建物倒壊）によるものが 2 割、その他が火災や崖崩れによるものとされています。
- また、高知県では、南海地震のたびに、地盤の沈下や隆起といった地盤変動が見られています。特に、人口や資産が集中する県都・高知市では、大規模な地盤沈下の記録（宝永の南海地震で 2m、安政の南海地震で 1.1m、昭和の南海地震で 1.2m）が残されており、次の南海地震でも、地盤沈下によって広い範囲が、長期間、浸水することが想定されます。
- こうした南海地震による揺れや津波、地盤沈下によって、県内全域が同時に甚大な被害を受けるとともに、県内外との交通が寸断され、多くの地域が孤立する恐れがあります。

(2) 南海地震対策の取り組み

- 高知県では、平成 14 年 7 月に制定された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を受け、平成 15 年 2 月に知事を本部長とする「高知県南海地震対策推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、全庁的な推進体制のもとに、南海地震対策を進めてきました。
- 平成 17 年 2 月には、南海地震に備えるための県の基本的な考え方や、当面の取り組みなどをまとめた「南海地震に備える基本的な方向」の冊子を作成（その後 2 回改訂）して、県民の方と、課題や目標を共有しながら、取り組んできました。

- こうした取り組みや、近年国内外で発生した大規模な地震によって、南海地震への関心が次第に高まっていますが、自主防災組織の立ち上げや建物の耐震化、事業者の防災対策などの取り組みは、まだ、県民や地域、事業者全体に広がっておらず、今世紀前半にも発生が懸念されている南海地震に立ち向かうためには、一人ひとりが向き合い、できることから取り組み、県全体の防災力を高めていくことが重要です。

- こうしたことから、平成 18 年 5 月から、約 2 年間にわたって、県民とともに作る過程を大切にしながら、南海地震への備えのより所となる条例を検討し、平成 20 年 4 月 1 日に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

- 今後は、県や市町村、県民、自主防災組織、事業者などが、条例の前文にある「私たちは、力を合わせて南海地震への備えを早急に進め、南海地震による災害に強い地域社会を実現し、なによりもかけがえのない生命を守っていく」という意志を持ち、それぞれが役割を分担して、さらには取り組みを進めていくことが重要です。

2 南海地震対策の基本理念等

本県では、次の基本理念、基本的な考え方に基づいて南海地震対策に取り組んでいきます。

(1) 南海地震対策の基本理念

「南海地震による被害を軽減するために、南海地震への備えを、全県的な運動として展開し、習慣としていくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化を根付かせ、震災に強い地域社会を実現する」ことを基本理念とします。(条例第3条の基本理念を要約)

(2) 南海地震対策の基本的な考え方

① 自助・共助を基軸とした南海地震対策

南海地震による被害を軽減するためには、自らの命は自らで守る「自助の取り組み」、さらには、地域での支え合い・助け合い等による「共助の取り組み」が重要であることから、自助・共助を基本に南海地震対策を進めていきます。

県や市町村等は、互いに連携して、県民、事業者、自主防災組織等の自助・共助の取り組みが活性化するように支援するとともに、県自らが取り組むべき社会基盤の整備や迅速かつ的確な震災対応をするための体制整備をするなどの公助の取り組みを推進していきます。

② 連携と役割分担による南海地震対策

広範多岐にわたる南海地震対策を適切に進めて行くには、行政はもとより、県民、自主防災組織、企業、NPO、防災関係機関など、様々な立場の方が、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携し、総合的に取り組んでいくことが重要であることから、連携し、役割分担しながら南海地震対策を進めていきます。

3 行動計画の役割と目指すべき方向、位置付け、推進体制等

(1) 行動計画の役割と目指すべき方向

南海地震の被害を軽減するためには、自助、共助、公助それぞれが役割を果たしていくことが重要となります。

県では、これまで自主防災組織の設立や住宅の耐震化など 17 項目の目標を定め、県自らの取り組みの推進や県民、自主防災組織等への支援などに努めてきましたが、平成 20 年 4 月の条例の施行に伴い、こうした被害軽減の取り組みを、県の組織を挙げ、さらにしっかりと取り組んでいきます。

このため、新たに、県として事前に実施すべき対策や目標などを定めた行動計画を作成し、前述の「南海地震対策の基本理念と基本的な考え方」に基づき、次の 3 つの重点目標を掲げて、取り組んでいきます。

- 1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める
- 2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める
- 3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める。

特に、死者数の 7 割、建物の全壊棟数の 4 割を占める津波の対策は、最も重要な対策の一つであることから、「被害の軽減のための事前の備えや対策」の推進は勿論のこと、「地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うための事前の準備」や「震災に強い人・地域・ネットワークづくり」においても、具体の取り組みの中で、津波への重点的な対応を進めていきます。

(2) 行動計画の位置付け

行動計画は、条例第 43 条の規定に基づき作成するもので、併せて、災害対策基本法に基づく「高知県地域防災計画（震災対策編）」に定める基本事項を具体化するための行動計画としても位置付けています。

(3) 目標年次

第 1 期の行動計画は、国の地震防災戦略の目標期間である平成 26 年度との整合性を図り、平成 21 年度から平成 26 年度までの 6 カ年の計画とします。

目標年度は、前期（平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間）と後期（平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間）に区分し、前期、後期それぞれに目標を設定します。なお、3 年ごとの目標の設定が困難なものについては、単年度又は 6 年間を通して目標を設定します。

(4) 行動計画の対象とする範囲

行動計画には、地震発生時の被害軽減のための予防対策だけでなく、地震発生後の応急、復旧、復興対策の充実に向けた事前の対策も定めます。

特に、現時点で、着手していない重要な対策については、行動計画に位置付け、課題の整理や具体の対策の検討に努めます。

(5) 行動計画におけるソフト対策、ハード対策の進め方

県の南海地震対策では、これまで、県民への意識啓発や、自主防災組織の設立・活性化、津波避難計画づくりなどのソフト対策を優先して実施してきました。

一方、ハード対策については、莫大な経費と多大な時間を要するのみならず、公共土木施設が、南海地震の強い揺れに耐え、本来の期待する機能が有効に発揮されるとの保証はないことから、ハード対策はソフト対策を補完するものであるとの考えに立って、限られた財源の中で、効率的・効果的に公共投資を行ってきました。

行動計画に基づく取り組みにおいても、ソフト対策を優先しつつ、建築物の耐震補強や、津波から逃げるための避難路・避難場所の整備、応急・復旧対策に不可欠な橋梁の耐震補強などの人的被害を軽減する効果の大きいハード対策を重点的、選択的に実施していきます。

(6) 行動計画の推進体制

行動計画は、推進本部の全庁的な推進体制のもとに、危機管理部で調整しながら、各部局が主体的に推進します。なお、推進にあたって、庁内で横断的に検討が必要な課題については、検討チームを設置して、検討していきます。

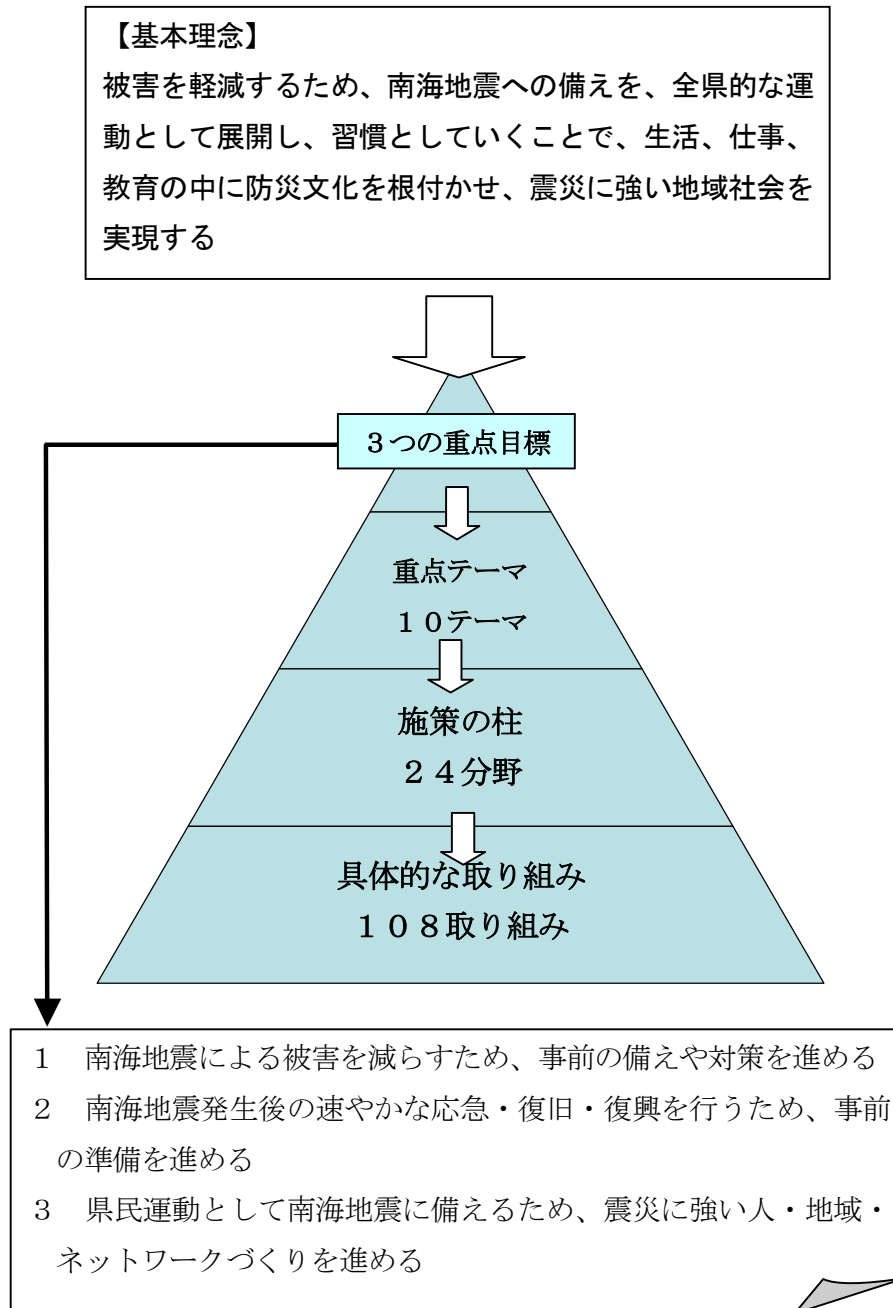
なお、南海地震対策は、住民に身近な市町村が中心的な役割を担うものが多いことから、[行動計画の推進にあたっては](#)、県と市町村が課題を共有し、連携しながら、推進していきます。

(7) 行動計画の点検・見直し

行動計画の実施状況は、推進本部で、毎年点検し、公表します。また、その結果を踏まえて、必要に応じて行動計画を見直しますが、少なくとも、前期での取り組み状況を踏まえて、平成 23 年度からの後期計画に、具体的な対策を盛り込むため、平成 22 年度に行動計画の見直し作業を行います。

4 行動計画の体系

行動計画は、基本理念を実現するため、3つの「重点目標」を掲げ、それに対応する10の「重点テーマ」と24の「施策の柱」の基に、82項目108の「具体的な取り組み」を、可能な限り目標を設定して推進していきます。



[行動計画の体系図]

重点目標 (3)	重点テーマ (10)	施策の柱 (24)	具体的な取り組み数 (82項目108取り組み)	
1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める				
	1 地震の揺れへの備え	1 建物の耐震対策	9項目(10取り組み)	
		2 室内における安全対策	3項目(4取り組み)	
		3 屋外における安全対策	2項目(3取り組み)	
		4 公共土木施設の耐震対策	1項目(1取り組み)	
		5 文化財の地震対策	2項目(2取り組み)	
	2 津波への備え	1 津波からの避難対策	5項目(6取り組み)	
		2 公共土木施設等の津波対策	6項目(6取り組み)	
	3 地震による火災への備え	1 火災による被害の防止対策	1項目(1取り組み)	
	4 地震後の土砂災害等への備え	1 土砂災害対策	3項目(5取り組み)	
	2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める			
		1 応急活動	1 迅速な初動・応急活動のための体制整備	7項目(7取り組み)
			2 情報の収集・伝達体制の整備	3項目(3取り組み)
3 被災者への救援			6項目(8取り組み)	
4 地域の孤立や長期浸水への対応			2項目(2取り組み)	
5 災害医療の確保			3項目(7取り組み)	
6 二次災害の防止			2項目(3取り組み)	
7 緊急輸送の確保			2項目(5取り組み)	
2 復旧活動		1 速やかな復旧対策	3項目(4取り組み)	
		2 ボランティアの活用	2項目(2取り組み)	
3 震災からの復興		1 復興に関する検討	1項目(1取り組み)	
3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める				
		1 震災に強い人づくり	1 防災学習、啓発活動の促進	3項目(3取り組み)
	2 人材育成		3項目(4取り組み)	
	2 事業者の取り組みの促進	1 事業者の防災対策の促進	5項目(5取り組み)	
	3 震災に強い地域づくり	1 自主防災組織等の活性化	3項目(6取り組み)	
		2 災害時要援護者支援	5項目(10取り組み)	